

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案のポイント

内閣府沖縄担当部局

1. 改正内容

「民間主導の自立型経済の発展」という沖縄振興の基本方向を大きく前に進めるため、沖縄振興計画の策定主体を県へ変更、一括交付金の交付など、県の主体性をより尊重した内容とするとともに、財政・税制面を中心とした国の支援措置を拡充

2. 施行期日

平成24年4月1日（一部は公布の日）

1. 沖縄振興計画等

○国が「沖縄振興基本方針」を、県が「沖縄振興計画」を策定

※現行の県が「沖縄振興計画」の原案を作成し、国が決定する仕組みを変更

※県が策定する分野別計画（観光、情報通信、農林水産、職業安定）は廃止

2. 産業の振興

(1) 観光の振興

・観光地形成促進地域を創設（県知事が地域指定）※現行の観光振興地域を廃止

・通訳案内士法の特例を創設（研修を受講すれば有償外国語ガイドが可能）

・エコツーリズム協定制度を継続

・特定免税店制度を拡充（免税対象に海路客を追加）

・航空機燃料税の軽減を拡充（本土と宮古島、石垣島、久米島を結ぶ路線を対象に追加）

(2) 情報通信産業振興地域及び特別地区を拡充（対象業種の追加、「専ら」要件の緩和）

(3) 産業高度化・事業革新促進地域を創設（県知事が地域指定）※現行の産業高度化地域を廃止

(4) 国際物流拠点産業集積地域を創設（地域全体に所得控除適用、「専ら」要件の緩和）※現行の自由貿易地域、特別自由貿易地域を廃止

(5) 金融業務特別地区の拡充（「専ら」要件の緩和）

(6) 農林水産業の振興のための配慮規定を継続

(7) 電気の安定的かつ適正な供給の確保の拡充（免税対象にLNGを追加）

(8) 中小企業経営革新制度の特例を継続

(9) 沖縄振興開発金融公庫の業務特例を継続

3. 雇用の促進等

○失業者求職手帳制度等を継続

4. 文化の振興等

※赤字は主な新規・拡充事項

(1) 良好な景観の形成、子育ての支援のための配慮規定を創設

(2) 文化の振興、国際協力・国際交流の推進のための配慮規定を継続、**科学技術の振興のための配慮規定を拡充**

5. 均衡ある発展

(1) 無医地区における医療の確保、離島の高齢者の福祉増進の規定を継続

(2) **交通の確保等のための配慮規定を拡充**

(3) 離島の教育の充実のための配慮規定、離島の旅館業に係る減価償却の特例を継続

(4) **情報流通の円滑化及び通信体系の充実のための配慮規定を創設**

6. 基盤の整備

(1) 公共事業に係る国の負担又は補助の割合の特例、国の直轄事業の特例等の措置を継続

(2) **一括交付金を交付する規定を創設**

・県が作成する事業計画に基づく事業に要する経費を対象に交付金を交付

7. 沖縄振興審議会

○沖縄振興審議会の設置その他必要な規定を継続

8. 附則等

(1) 平成34年3月31日限りで失効

(2) 「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」の一部改正（酒税、揮発油税の軽減措置の延長）

(3) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の一部改正（沖縄振興開発金融公庫の統合期限の延長）

(4) 駐留軍用地跡地利用に係る規定を廃止し、「返還特措法」に一元化